

市立豊中病院ニュース

医療施設それぞれの医療機能に応じた連携

ところで皆さんは、医療には、医療機器や医療技術など治療のために必要となる医療資源に応じて、一次医療から三次医療まで分類できることはご存知だと思います。

一次医療は、いわゆるプライマリーケアと呼ばれ、患者の初期的な対応にあたるため、それほど多くの医療資源を必要としません。しかし、二次医療、三次医療となるにつれ、治療のために必要となる医療資源は増大していきます。

また、診療所や中小病院、大病院などの医療施設は、その規模に応じ、提供できる医療には限界があります。そのため現在では、以前のようにそれぞれの医療施設が、患者さんに対し個別に医療サービスを提供するのはなく、患者さんの病状に応じ、それぞれの医療機能を分担し、相互に連携しながら患者さんの治療にあたっています。

この医療連携をもう少し具体的に説明しますと、日常の健康管理や初期的な診療は患者さんの身近にある診療所（「かかりつけ医」）でおこない、患者さんの症状が高度な検査や入院治療などを必要とする「急性期（※）」の状態であれば地域の中核病院で治療にあたります。症状が安定し「慢性期（※）」の状態となり、自宅での療養が可能となれば、また地域の診療所で、あるいは慢性期医療を専門とする病院へ転院するという流れになります。医療機能に応じたそれぞれの医療施設で役割分担し、患者さんの治療にあたります。



患者として、この長い待ち時間をどのように対処すればいいの？



それには、患者さんの「かかりつけ医」を持つことをお勧めします。

例えば、風邪などの症状で当院へ受診すると、初診であれば予約患者さんが優先されるため、診察までの待ち時間が長くなってしまいます。一方、「かかりつけ医」の場合は、気軽に受診でき、待ち時間も少なくスムーズに診察を受けることができます。また、普段から「かかりつけ医」の先生に診てもらっていると、患者さんの病状や病歴を把握してもらえ、病気の早期発見にもつながります。

例えば、もっと精密な検査や高度な治療が必要な場合には、適切な病院を紹介してもらうこともできます。希望する病院があれば、そのことを先生に伝え、紹介先を相談されてもよいでしょう。

紹介状があれば診察予約がとれ、スムーズに診察を受けることができます

先ほどのように、精密な検査や高度な治療が必要となった場合、「かかりつけ医」から当院への紹介状があれば、地域医療室で専門医による診察の予約をとることができます。具体的には、「かかりつけ医」の先生から当院へ診察申込の連絡があり、診察の予約がとれると紹介状とあわせて予約票が患者さんへ渡されます。（紹介状があれば、患者さん自らが地域医療室へ電話し、直接診察の予約をとることもできます。☎06-6858-3597（直通））患者さんは、予約当日にそれらの書類を持参し当院へ来院されると既に診察カルテ等が用意されていますので、スムーズに診察を受けることができます。

また、紹介状があれば、患者さんの病状が確実に当院の専門医に伝わるため、安心して継続的な診療を受けることができます。

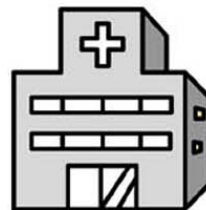
なお、紹介状を持参すると、患者さんが「かかりつけ医」からの紹介を受けずに当院へ受診した場合に別途初診時にご負担いただいている特定療養費（2,100円）がかかります。



急性期医療病院として地域の医療連携の役割を担っていきます

当院には、急性期医療に対応できるスタッフや医療設備を整えています。そのため、患者さんの日常の健康管理や初期的な診療については、地域の診療所（「かかりつけ医」）にお願いし、当院は、急性期の医療を中心に地域の医療連携の役割を担っていきたくと考えています。

当院では、今後とも地域の急性期病院として、高度で良質な医療を提供できるよう、診療機能の維持、強化に努めていきます。



地域の医療連携にご理解とご協力を

当院が「病院運営健全化計画」を策定してから今年で早3年が経過しました。

新病院開院当初より、多くの患者さんからご意見としていただいている「長い診療待ち時間」については、健全化計画の患者満足度向上の取り組みとして、その改善に努めてきましたが、大きく改善するには至りませんでした。

「豊中病院の外来に通い、豊中病院で入院して手術を受け、退院したらまた豊中病院に通院したい。」という意見をお持ちの患者さんもおられるようです。しかし、日々の診療において「かかりつけ医」を持っておられる患者さんは、より効率的な無駄のない診療を受けておられると実感しております。

従って「医療機能の役割分担・連携」ということが、今後地域において効率的に医療を提供していくためには大変重要なことであり、このことが病院全体として患者さんの待ち時間短縮にもつながり、当院での治療を必要とする方には速やかに必要な医療を提供できるものと確信しています。

日常の診療はできるだけ身近な「かかりつけ医」をご利用いただき、高度で専門的な検査や治療が必要となった場合には、是非当院へお越しいただきたいと思っております。当院にとっては、そのような急性期の病状にある患者さんの検査や治療にあたるのが、当院に課せられた重要な責務であると考えています。

市民の皆さんにおかれましては、このことを是非ご理解いただき、今後ともご支援をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

病院長 島野 高志

※医療法上、特に規定はありませんが、「急性期」とは症状があらわれ短期間のあいだに手厚い治療を要する期間のことを指し、「慢性期」とは急性期を過ぎて落ち着いた病状となり長期にわたって治療を続けていく期間のことを指すと、一般には考えられています。